

令和 3年 8月 24日

市民文教委員会

教職員課

### 教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事の発生により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、学校教育への信頼を損ないましたことを、改めてお詫び申し上げます。

浜松市教育委員会といたしましては、教職員の懲戒処分を重く受け止め、引き続き、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組むとともに、教職員の綱紀の粛正に万全を期すよう、学校に指導してまいります。

なお、今回の件は、被処分者の所属について、個別の学校名を出さない形で報告させていただきます。

学校運営への影響などを第一に考えての措置ですので、ご理解ご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 被処分者 浜松市立小学校 教員（臨時的任用職員） やまもと まさひろ 山本 昌弘 男 65歳
- 2 処分年月日 令和3年8月4日（水）
- 3 処分の内容 停職 1月
- 4 概要 令和3年7月12日（月）午前6時頃、森町の畑で、とうもろこし10本、茄子6本（2,600円相当）を窃盗し、現行犯逮捕された。  
袋井署で取り調べが行われ、翌日7月13日（火）午前11時頃釈放となった。  
なお、静岡地検掛川支部は本件について、7月29日（木）不起訴処分とした。
- 5 処分の理由 公務員として、あってはならない非違行為であるばかりでなく、児童生徒の成長の規範となるべき教職員の立場にありながら、窃盗行為を行ったことにより、学校教育への信頼を著しく失わせるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき、停職 1月とするものである。なお、当該教員は、処分年月日付けで依願退職した。
- 6 関係者の処分 公務外非行による処分であるため、管理監督者の処分は行わない。
- 7 対策等 8月11日（水）開催の校長研修会において、綱紀の粛正に万全を期すこと、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図ることを指導した。  
また、今年度から取組みを開始している不祥事根絶対策チームにおいて、教職員に必要とされる資質や求められる行動について改めて研修を実施していく。